

# 平成 27 年度与党税制改正大綱に取り上げられた建議項目等

平成 27 年 1 月 22 日  
日本税理士会連合会

## 【法人税】

法人税制の改正に当たっては、財源確保の視点だけではなく、適正な課税ベースの構築も検討すべきである。

その際は、…①受取配当等の益金不算入、…③減価償却の方法、④中小企業等の法人税率の特例、⑤租税公課の損金算入…などの制度やあり方の見直しをする場合には、中小企業に過度の事務負担がないように配慮すべきである。(建議書 P1)

《税制改正大綱 P4》

### 第一 平成 27 年度税制改正の基本的考え方

#### I デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

##### 1 成長志向に重点を置いた法人税改革

② 第 2 段階として、平成 28 年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成 28 年度における税率引下げ幅の更なる上乘せを図る。さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。このため、以下をはじめとして、幅広く検討を行う。

ハ 減価償却については、中小事業者等における設備投資への影響に留意しつつ、経済の好循環の定着状況等を見極めながら、定額法への一本化について、検討を行う。

ニ 法人事業税の損金不算入化について、税の性格上は損金算入が自然であるとの考え方もある一方、地方独自の減税措置の効果が国税等の課税ベースの変動により減殺されてしまうことや、各税目の税負担が納税者にとって不明確となることを考慮しつつ、検討を行う。

《税制改正大綱 P60》

### 第二 平成 27 年度税制改正の具体的内容

#### 三 法人課税

##### 1 成長志向に重点を置いた法人税改革

(国 税)

(1) 法人税の税率を 23.9% (現行 25.5%) に引き下げ、法人の平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

(注 1) 中小法人の軽減税率の特例 (所得の金額のうち年 800 万円以下の部分に対する税率: 19% →15%) の適用期限は、2 年延長する。また、中小法人の軽減税率 (19%) は、引き続き、中小法人課税全体の見直しの中で検討する。

《税制改正大綱 P63》

(3) 受取配当等の益金不算入制度について、次の見直しを行う。

① 益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合を次のとおりとする。

現 行		改 正 案	
区 分	不算入割合	区 分	不算入割合
完全子法人株式等 (株式等保有割合 100%)	100 分の 100	完全子法人株式等 (株式等保有割合 100%)	100 分の 100
関係法人株式等 (株式等保有割合 25%以上)		関連法人株式等 (株式等保有割合 3 分の 1 超)	
上記以外の株式等	100 分の 50	その他の株式等	100 分の 50
		非支配目的株式等 (株式等保有割合 5%以下)	100 分の 20

- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額については、その全額を益金算入（現行 収益の分配の額の2分の1（4分の1）の金額の100分の50相当額を益金不算入）とする。ただし、特定株式投資信託の収益の分配の額については、その受益権を株式等と同様に扱い、上記①の非支配目的株式等として、その収益の分配の額の100分の20相当額を益金不算入とする。
- ③ 上記①のその他の株式等及び非支配目的株式等について、負債利子がある場合の控除計算（負債利子控除）の対象から除外する。
- ④ 上記①及び②に伴い、青色申告書を提出する保険会社が受ける非支配目的株式等に係る配当等の額については、その100分の40相当額（原則100分の20相当額）を益金不算入とする特例を創設する。
- （注1）上記の改正に伴い、関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度とする。
- （注2）上記③の改正に伴い、損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例（特別利子に係る負債利子控除の特例）を廃止する。

## 【消費税】2. 社会保障・税一体改革の必要性

逆進性の問題の本質は…社会保障と税の一体改革の中で解決されることが適切である。そのためには…番号制度の導入により社会保障給付をより効率的に運用し、給付を真に必要とする者に重点的に行うことにより対処することが必要である。（建議書 P2）

《税制改正大綱 P114》

### 第二 平成27年度税制改正の具体的内容

#### 六 納税環境整備

##### 2 マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置

（国 税）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の改正に併せて国税通則法を改正し、銀行等に対し、個人番号及び法人番号（以下「マイナンバー」という。）によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課すこととする。

（注1）番号利用法の改正により、預金保険・貯金保険においてマイナンバーが利用できるようになるとともに、社会保障給付関係法、預金保険・貯金保険関係法令の改正により、社会保障給付事務や預金保険・貯金保険事務において、マイナンバーが付された預貯金情報の提供を求めることができることとなる。

（注2）上記の改正は、内閣官房が提出を予定している高度な情報通信技術の活用の進展に伴う個人情報の保護及び有用性の確保に資するための個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）において一括して行われ、同法律案に規定する施行の日から適用される。

（地方税）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の改正に併せて地方税法を改正し、銀行等に対し、個人番号及び法人番号（以下「マイナンバー」という。）によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課すこととする。

（注1）番号利用法の改正により、預金保険・貯金保険においてマイナンバーが利用できるようになるとともに、社会保障給付関係法、預金保険・貯金保険関係法令の改正により、社会保障給付事務や預金保険・貯金保険事務において、マイナンバーが付された預貯金情報の提供を求めることができることとなる。

（注2）上記の改正は、内閣官房が提出を予定している高度な情報通信技術の活用の進展に伴う個人情報の保護及び有用性の確保に資するための個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）において一括して行われ、同法律案に規定する施行の日から適用される。

## 1. 公的年金等に対する課税を見直すこと（建議書 P6）

《税制改正大綱 P124》

### 第三 検討事項

1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の

公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

## 10. 欠損金の控除限度額を一律に縮減しないこと。(建議書 P10)

《税制改正大綱 P61》

### 第二 平成 27 年度税制改正の具体的内容

#### 三 法人課税

##### 1 成長志向に重点を置いた法人税改革

(国 税)

(2) 欠損金の繰越控除制度等について、次の見直しを行う。

① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、次のとおり、段階的に引き下げる。

イ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する繰越控除をする事業年度又は連結事業年度について、その繰越控除前の所得の金額又は連結所得の金額の 100 分の 65 相当額（現行 100 分の 80 相当額）とする。

ロ 平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する繰越控除をする事業年度又は連結事業年度について、その繰越控除前の所得の金額又は連結所得の金額の 100 分の 50 相当額とする。

② 上記①に伴い、次の措置を講ずる。

イ 中小法人等については、現行の控除限度額（所得の金額又は連結所得の金額）を存置する。

（注）上記の「中小法人等」とは、次の法人（連結納税の場合には、連結親法人）をいう。

（イ）普通法人のうち、各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社等、資本金の額等が 5 億円以上の法人等（大法人）の 100%子法人及び 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除く。）

（ロ）公益法人等

（ハ）協同組合等

（ニ）人格のない社団等

ロ 更生手続開始の決定があったこと、再生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人（連結納税の場合には、連結親法人）については、その決定等の日から更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後 7 年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度又は各連結事業年度については、控除限度額を所得の金額又は連結所得の金額とする。ただし、金融商品取引所への再上場等があった場合におけるその再上場された日等以後に終了する事業年度又は連結事業年度は対象外とする。

ハ 法人の設立（合併法人にあつては合併法人又は被合併法人のうちその設立が最も早いものの設立等）の日から同日以後 7 年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度又は各連結事業年度については、控除限度額を所得の金額又は連結所得の金額とする。ただし、金融商品取引所に上場された場合等におけるその上場された日等以後に終了する事業年度又は連結事業年度は対象外とする。

（注）対象となる法人から、資本金の額等が 5 億円以上の法人等（大法人）の 100%子法人及び 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除く。

ニ 特定目的会社、投資法人、特定目的信託に係る受託法人及び特定投資信託に係る受託法人で、支払配当等の損金算入制度の適用対象となるものについては、現行の控除限度額（所得の金額）を存置する。

（注 1）上記の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

（注 2）上記ロの措置に伴い、平成 23 年 12 月改正における更生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた場合に係る経過措置については、これに統合する形で廃止する。

（注 3）会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度については、現行どおりとする。

③ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を 10 年（現行 9 年）に延長する。

これに伴い、次の措置を講ずる。

イ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存要件について、その保存期間を10年（現行9年）に延長する。

ロ 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を10年（現行9年）に延長する。

ハ 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を10年（現行9年）に延長する。

（注）上記の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用する。

《税制改正大綱 P67》

（地方税）

（2）法人住民税及び法人事業税について、欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。

**12. 研究開発を支援するため、現行制度をさらに拡充し、中小企業の利用促進を図ること。（建議書 P11）**

《税制改正大綱 P74》

**5 その他の租税特別措置等**

（国 税）

〔拡充等〕

（1）試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の改正を前提に、特別試験研究費のうち希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品に関する試験研究費の希少疾病の範囲に難病の患者に対する医療等に関する法律の指定難病を加える（所得税についても同様とする。）

**21. 外形標準課税制度は中小企業には導入しないこと。（建議書 P14）**

《税制改正大綱 P65》

**第二 平成27年度税制改正の具体的内容**

**三 法人課税**

**1 成長志向に重点を置いた法人税改革**

（地方税）

（1）外形標準課税の拡大

① 法人事業税の税率の改正

資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を次のとおりとし、それぞれ平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度及び平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

		現行	改正案	
			平成27年度	平成28年度～
付加価値割		0.48%	0.72%	0.96%
資本割		0.2%	0.3%	0.4%
所得割	年400万円以下の所得	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
	年400万円超800万円以下の所得	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年800万円超の所得	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

（注1）所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。

（注2）3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

② 地方法人特別税の税率の改正

資本金1億円超の普通法人の地方法人特別税の税率を次のとおりとし、それぞれ平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度及び平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

	現行	改正案	
		平成27年度	平成28年度～
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%	93.5%	152.6%

③ 資本割の課税標準の見直し等

現行の資本割の課税標準である資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を資本割の課税標準とする。

法人住民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずるとともに、当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とする。

④ 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する法人について、その法人の雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が3%以上（平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度については4%以上、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度については5%以上）であるとき（次のイ及びロの要件を満たす場合に限る。）は、その雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとする。

イ 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること

ロ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること

（注）国内雇用者、雇用者給与等支給額及び基準雇用者給与等支給額等については、法人税における雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の計算の例による。

雇用安定控除との調整等所要の措置を講ずる。

⑤ 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

資本金1億円超の普通法人のうち平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成27年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じた額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に付加価値額に応じて2分の1から0の間の割合を乗じた額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずる。

資本金1億円超の普通法人のうち平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じた額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に付加価値額に応じて2分の1から0の間の割合を乗じた額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずる。

⑥ その他

その他所要の措置を講ずる。

**23. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。（建議書P15）**

＜税制改正大綱P126＞

**第三 検討事項**

16 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

## 28. 電子申告の利用促進・利用維持のための環境整備をすること。(建議書 P16)

《税制改正大綱 P120》

### 第二 平成 27 年度税制改正の具体的内容

#### 六 納税環境整備

##### 6 その他

(2) 電子情報処理組織により申請等を行う場合において書面により提出をする必要がある一定の書類については、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を当該申請等に併せて送信することにより、書面による提出に代えることができることとする。この場合において、当該書類のうち法令の規定により原本を提出することが必要とされている書類については、税務署長は、確定申告等の期限から 5 年間（贈与税及び移転価格税制に係る法人税等については 6 年間、法人税に係る純損失等がある場合については 9 年間）、その内容の確認のために当該書類の提出等を求めることができることとする。

(注) 上記の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に電子情報処理組織により申請等を行う場合について適用する。

## 29. 外国子会社から受ける配当金の益金不算入制度の持株要件を緩和し、益金不算入額の対象となる配当から外国子会社で課税されていない配当を除外すること。(建議書 P16)

《税制改正大綱 P105》

### 第二 平成 27 年度税制改正の具体的内容

#### 五 国際課税

##### 1 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

(国 税)

(1) 内国法人が外国子会社（持株割合 25%以上等の要件を満たす外国法人をいう。以下 1 において同じ。）から受ける配当等の額で、その配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地国の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合には、その受ける配当等の額を、本制度の適用対象から除外する。

(2) 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額で、その配当等の額の一部が当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された場合には、その受ける配当等の額のうち、その損金の額に算入された部分の金額（(3)において「損金算入額」という。）を、上記（1）により本制度の適用対象から除外する金額とすることができる。

(3) 上記（2）の適用を受けた事業年度後の各事業年度において、内国法人が外国子会社から受けた配当等の額につき損金算入額が増額された場合には、その増額された後の損金算入額を、本制度の適用対象から除外する。

(4) 上記（2）の適用については、確定申告書等に上記（2）の適用を受けようとする旨並びに上記（2）の適用に係る配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類を添付するとともに、一定の書類の保存を要することとする。

(5) 上記（1）から（3）までにより本制度の適用対象から除外する配当等の額に対して課される外国源泉税等の額を、外国税額控除の対象とする。

(6) その他所要の措置を講ずる。

(注 1) 上記の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について適用する。

(注 2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額（平成 28 年 4 月 1 日において有する当該外国子会社の株式等に係るものに限る。）については、従前どおりの取扱いとする。

## 30. 国境を越えた役務の提供に係る課税のあり方を見直すこと。(建議書 P17)

《税制改正大綱 P84》

### 第二 平成 27 年度税制改正の具体的内容

#### 四 消費課税

##### 3 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

(国 税)

(1) 内外判定基準の見直し

① 対象取引

電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供を「電気通信役務の提供」（仮称。以下同じ。）と位置付け、内外判定基準を役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直す。

(注) 電気通信役務の提供には、電気通信役務の提供以外の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供や、単に通信回線を利用させる役務の提供は、含まれない。

② その他

イ 電気通信役務の提供には、著作物の利用の許諾に該当する取引が含まれることを明らかにする。

ロ 上記①の見直しに伴い、現行の内外判定に係る規定について所要の整備を行う。

(2) 課税方式の見直し（事業者向け電気通信役務の提供（仮称。以下同じ。）に対するリバースチャージ方式の導入）

国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、当該役務の性質又は当該役務の提供に係る契約条件等により、当該役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなものを「事業者向け電気通信役務の提供」と位置付け、その取引に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者に転換する（リバースチャージ方式の導入）。

(注) 上記の「国外事業者」とは、所得税法上の非居住者である個人事業者及び法人税法上の外国法人をいう。

① リバースチャージ方式の導入に係る課税対象、納税義務者の規定の見直し

イ 消費税の課税対象である資産の譲渡等から事業者向け電気通信役務の提供を除くとともに、事業として他の者から受けた事業者向け電気通信役務の提供（以下「特定仕入れ」（仮称）という。）を課税対象とする。

ロ 納税義務の対象となる課税資産の譲渡等から事業者向け電気通信役務の提供を除くとともに、国内において行った課税仕入れのうち特定仕入れに該当するもの（以下「特定課税仕入れ」（仮称）という。）を納税義務の対象とする。

(注1) 国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち事業者向け電気通信役務の提供以外のもの（以下「消費者向け電気通信役務の提供」（仮称）という。）については、当該国外事業者が納税義務者となる。

(注2) 事業者向け電気通信役務の提供を受ける免税事業者については、納税義務は生じない。

② 事業者向け電気通信役務の提供を行う国外事業者の義務

国内において事業者向け電気通信役務の提供を行う国外事業者は、当該役務の提供に際し、あらかじめ、当該役務の提供に係る特定課税仕入れを行う事業者が消費税の納税義務者となる旨を表示しなければならない。

(3) 適正課税を確保するための経過的な措置

① 国外事業者から受けた電気通信役務の提供に係る仕入税額控除の制限

当分の間、国外事業者から提供を受けた消費者向け電気通信役務の提供については、その課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用を認めない。ただし、下記②の登録国外事業者に該当する者から受けた消費者向け電気通信役務の提供については、当該登録国外事業者の登録番号等が記載された請求書等の保存等を要件として、その課税仕入れに係る消費税につき仕入税額控除制度の適用を認める。

② 登録国外事業者制度の創設

イ 登録国外事業者は、次に掲げる要件を満たす一定の国外事業者（事業者免税点制度の適用を受けない者に限る。）として、納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に申請書を提出し、国税庁長官の登録を受けた事業者とする。

(イ) 国内において行う電気通信役務の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地が国内にあること又は消費税に関する税務代理人（国税通則法第74条の9第3項第2号に規定する税務代理人をいう。）があること。

(注) 国税通則法第117条第1項（納税管理人）の規定の適用を受ける事業者にあつては、納税管理人を指定している場合に限るものとする。

(ロ) 国税の滞納がないこと及び登録国外事業者の登録取消しから1年を経過していること。

ロ 国税庁長官は、登録国外事業者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び登録番号等について、インターネットを通じて登録後速やかに公表しなければならないこととする。

ハ 登録国外事業者が、登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長を経由して

国税庁長官に提出した場合には、届出書の提出があった日の属する課税期間（当該届出書の提出が一定の日以後になされた場合には翌課税期間）の末日の翌日以後は、当該登録は失効するものとする。

ニ 登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、上記ハによる登録の取消しを求める届出書の提出が行われたい限り、事業者免税点制度は適用しない。

ホ その他登録国外事業者制度に係る所要の措置を講ずる。

(注) 上記の登録国外事業者制度に係る登録申請については、平成 27 年 7 月 1 日以後にできることとする。

#### (4) 所要の経過措置

##### ① 事業者免税点制度に係る特例

事業者の課税期間の基準期間の初日が平成 27 年 10 月 1 日前であるときは、当該基準期間の初日からこの制度の見直しが行われていたものとして事業者免税点制度の規定を適用する。ただし、当該基準期間の初日からこの制度の見直しが行われていたものとして課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、平成 27 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間においてこの制度の見直しが行われていたものとして計算した課税売上高に 4 を乗じて計算した金額によることを認める。

##### ② 特定課税仕入れに関する経過措置

特定課税仕入れがある課税期間の課税売上割合が 95%以上である場合には、当分の間、当該課税期間において行った当該特定課税仕入れはなかったものとする。

#### (5) その他

① 国外事業者を含む事業者免税点制度の適用上限については、資産の譲渡等を行う事業者に納税義務が課される課税売上高によって判断することとし、特定課税仕入れの支払対価の額については適用上限の計算に含まないこととする。

② 特定課税仕入れを行った者が単なる名義人であった場合に、実質的に当該仕入れを行った者に消費税法の規定を適用する旨の規定を設ける。

③ 消費税の課税標準について、リバースチャージ方式の導入に伴う所要の措置を講ずる。

④ 仕入控除税額の計算に関する規定について、

イ 特定課税仕入れにつき課されるべき消費税額を仕入控除税額の計算の対象とする旨の改正を行う。

ロ 簡易課税制度の適用を受ける課税期間について特定課税仕入れにつき課されるべき消費税額がある場合には、現行規定によりみなし仕入率を乗じて計算した課税仕入れ等の税額と当該特定課税仕入れにつき課されるべき消費税額の合計額を課税仕入れ等の税額の合計額とする旨の改正を行う。

ただし、当分の間、当該課税期間において行った当該特定課税仕入れはなかったものとする。

(6) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、(3) ②を除き、平成 27 年 10 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。

#### (地方税)

(1) 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税が見直されることに伴い、地方消費税について所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

### 《税制改正大綱 P104》※関連項目

## 8 その他

### (国 税)

(1) 国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供に係る消費税の課税方式の見直し

① 国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務の提供について、その取引に係る消費税の納税義務を、役務の提供を行う事業者から役務の提供を受ける事業者に転換する（リバースチャージ方式の導入）。

② その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に行われる役務の提供について適用する。



《税制改正大綱 P105》※関連項目

(地方税)

(1) 国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供に係る消費税の課税方式が見直されることに伴い、地方消費税について所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

《税制改正大綱 P126》

### **第三 検討事項**

11 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税のあり方については、今回の改正の実施状況、国際機関等の議論、欧州諸国等における仕向地主義に向けた対応、各種取引の実態等を踏まえつつ、課税の対象とすべき取引の範囲及び適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う。